

[沿革]

平成12年3月17日施行

平成14年3月5日、平成15年5月12日

平成21年2月27日、平成22年11月18日

平成23年9月9日、平成28年1月26日

平成29年12月19日、令和4年3月16日

令和7年1月6日 改正

社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続指導事項

1 基本姿勢

社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が整備費補助を受けて行う社会福祉施設の建設工事請負等契約手続については、平成9年6月10日付福総第518号「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準」（以下「手続基準」という。）によることとされています。この指導事項は、手続基準の運用について必要な事項を定めるものです。

以下の事項については、違反した場合は内示された補助金等が交付されない、又は交付された補助金等を返還してもらうことがありますので、趣旨を十分に理解の上適切な施設建設を行うようお願いいたします。なお、民間公益補助事業についてもこの指導は有効であり、違反している法人等については、当該補助団体に報告等を行います。

また、理事の一部には多額な寄附を行うことから、法人等や施設の運営に対し特別な権利を有していると誤解する方が出ることも考えられますが、施設整備には多額の税金を基にした補助金が支出されることから、施設整備はもちろん、法人等や施設運営には適正かつ公正さが求められております。

したがいまして、理事会、評議員会等で県から指導がある旨理事長自ら説明され、理解を求めるようお願いいたします。

民間補助団体については、社会福祉課が公益財団法人日本財団と平成11年6月に協議し、財団の補助施設であっても県の基準で指導して良いことを確認しております。

2 金銭の收受

補助金・寄附金等の受入れ、業者への支払等は、すべて1通の預金口座通帳で行うこと。

3 理事会（設立準備会）・評議員会の関与

施設整備については、理事長の専決事項とされる日常の業務（定款例第24条参照）とは認められないため、決定を要する事項は理事会に諮る必要がある。

それ以外の事項についても遺漏無く理事会に報告すること。

理事会で審査する事項例：設計事務所の決定、入札の方法、指名競争入札の場合指名業者の承認、契約決定等

それ以外の事項の例：入札の予定価格の決定（契約責任者の権限であるため）

4 入札方法

- ① 一般競争入札については、「埼玉県建設工事一般競争入札執行要綱」に準じて行うこと。
- ② 理事が役員をしている企業の親会社又は子会社については、極力入札に参加させないこと。
- ③ 一般競争入札を行う場合は、公告の方法・時期、入札の時期・内容、入札参加基準等について、手続基準に定めた様式により、本庁各関係課又は福祉事務所に事前に報告すること。

公告の内容については、平成6年1月7日施行の「埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱」第4条、様式第1号を参照すること。

「埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱」は、埼玉県入札課のホームページに掲載されています。

埼玉県入札課 入札・契約事務関係例規集のホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>

- ④ 建設工事の一般競争入札を行う場合、建設業界紙への情報提供すること。併せて、社会福祉法人のホームページや掲示板などにおいて公告文等を掲載すること。

少なくとも、以下には公告の情報を提供すること。

埼玉建設新聞（日本工業経済新聞社さいたま支局）

メールアドレス： saitama@ns.nikoukei.co.jp

電話番号： 048-613-6566

- ⑤ ベッド等の備品を購入する場合等、機能について細かい仕様を付することにより、入札参加業者が1社になる場合は、当該機能に関しては「同等の機能」として、入札参加業者を拡大すること。

- ⑥ 随意契約は、実施できる金額が規定されている。随意契約にするために1度で契約できる内容を複数回に分割しないこと。

一般競争入札：入札に関する公告により不特定多数の者を誘引し、入札による申込で競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約する方法。公告の際、資格に関する条件を付す場合もある。

指名競争入札：発注者が資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知により指名し、その特定の参加者を入札により競争させて、契約の相手方を決定しその者と契約を締結する方法。

公 告：ある事項を広く一般の人に知らせること。定款例第39条に「公告の方法」が説明されている。

随 意 契 約：競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して結ぶ契約方法。地方自治法施行令第167条の2、モデル経理規程第74条に実施できる場合が列挙されている。

5 入札参加資格（一般競争入札の場合）

一般競争入札にあたっては、以下の定めによることとします。

- ① 県や地元市町村で指名停止処分を受けている企業については、入札参加資格を与えないこと。

埼玉県から指名停止処分を受けている企業については、公告で参加資格がないことを明らかにすること。

なお、埼玉県が行った指名停止措置については、埼玉県総務部入札審査課のホームページで確認することができる。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/sankateishi.html>

- ② 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札参加基準等に係る議事の議決には加わることができない。（議事録に退場した旨を明記する。）
- ③ 県が入札が適切に行われたことを確認する前に契約を締結するときには、落札者が入札参加資格を満たさない場合、及び入札結果が不適切と判断された場合には、契約を解除する旨、契約書に明記しなければならない。

6 業者選定（指名競争入札の場合）

手続基準において、契約の方法は一般競争入札としていますが、ただし書きにより、指名競争入札を行う場合は、以下の定めによることとします。

- ① 5社以上指名すること。

埼玉県財務規則第100条

- ② 平成9年6月10日付福総第518号「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準」に基づくこと。
- ③ 指名業者を理事会に諮る2週間前に、本庁各関係課又は福祉事務所へ報告し、確認を得ること。

本庁各関係課又は福祉事務所は、資格審査数値については、通知書の写しを相手方から提示させ確認するか、入札審査課のホームページに掲載されている最新の入札参加資格者の名簿又は（一財）建設業情報管理センターのホームページで経営事項審査点数を確認すること。

資格審査数値とは、埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領に定める客観的事項の審査数値及び県による評価点数値を合計した数値である。このうち、客観的事項の審査数値とは建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点（経営事項審査点数）のことである。

したがって、経営事項審査点数が業者選定基準の点数を満たしている場合は、選定できるものとする。

- ④ 県や地元市町村で指名停止処分を受けている企業については、指名しないこと。

埼玉県から指名停止処分を受けている企業については、指名しないこと。

なお、埼玉県が行った指名停止措置については、埼玉県総務部入札審査課のホームページで確認することができる。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/sankateishi.html>

- ⑤ 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の業者選定等に係る議事の議決には加わることができない。（議事録に退場した旨を明記する。）

- ⑥ 業者選定に当たっては、法人等が責任を持って行うこととし、設計監理業者（コンサルタントを含む。）を関与させないこと。

- ⑦ 決算が赤字ということのみで指名から外すことのないようにすること。

平成10年9月2日建設省 経入企発第22号

- ⑧ 入札指名に際しては、入札指名について（様式1）により必要な手続きを行うこと。なお、指名を受けた者が入札を辞退するときは、入札辞退届（別紙参考）を提出させること。
- ⑨ 物品の業者選定を行う場合、財務諸表等で業者の経営状況の確認を行うこと。

7 建設工事共同企業体（ジョイント・ベンチャー：J・V）

予備指名制度（企業を指名後、特定建設工事共同企業体を結成させる方法）は行わないこと。単体企業と建設工事共同企業体との混合入札は法人等の判断によるが、他の単体企業との公平性に留意すること。なお、当該J・Vの資格審査数値は代表企業の点数とすること。

平成7年3月24日知事決裁「入札制度の新たな適用基準等について」（土木部建設管理課）

8 入札保証金

徴収するかどうかは法人等の判断による。公告・入札説明で徴収の有無を明確にすること。

埼玉県財務規則第93条、第101条

9 設計金額

- ① 公表については、法人等の判断による。
- ② 設計額の積算に当たっては、原則、（国土交通省）建築工事積算基準及び建築工事共通費積算基準により、項目のない場合のみ業者見積もりを使用すること。（一般財団法人建設物価調査会発行の「建設物価」、「季刊建築コスト情報」等を使用し、積算内訳書には、使用資料を発行月を含め明記すること。（当分の間改修を除く。））

10 予定価格

- ① 予定価格は、法人等が相手方を選定して、契約を締結する際の契約の相手方を決定する基準であり、契約責任者（理事長又は理事長からその契約に関する権限の委任を受けた者）があらかじめ作成すること。
- ② 予定価格は、契約責任者が決定し、書面（予定価格調書：様式2）として作成すること。

予定価格調書の予定価格等は契約責任者の直筆とすること。

予定価格の設定は、設計価格や見積り価格等を参考にして、法人等が責任を持って行うこと。

開札後、予定価格の封書についても原本とあわせて保管すること。

11 最低制限価格制度

- ① 建設工事の一般競争入札については最低制限価格制度を適用すること。
なお、物品購入の競争入札については、原則として最低制限価格制度を適用しないこと。

最低制限価格は、「埼玉県建設工事等最低制限価格制度実施要領」に準じて定めること。

最低制限価格制度：入札の原則である最低価格制度の例外。工事又は製造の請負契約について、常識では考えられないような低価格の落札を防止するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度とされる価格を定める制度。

12 契約保証金、工事履行保証措置及び工事監理

- ① 契約保証金を徴収する。公告・入札説明で徴収する旨を記載し、説明すること。
ただし、国債、政府の保証のある債券及び銀行等の保証等を契約保証金に代える担保とすることができる。
なお、契約保証金の徴収を免除する場合の工事履行保証措置は、工事履行保証保険によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- ② 工事監理は、設計事務所等による監理によること。

工事履行保証保険：工事請負者が工事続行不能になった場合に、発注者の損害を回避するために、工事請負額の10分の1以上の金額を保証する契約を工事請負者が保証会社と結ぶもの。

13 前払金及び前払金保証

前払金を支払うかどうかは法人の判断による。公告・入札説明で支払の有無を明確にすること。なお前払金を支払う場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年6月12日法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の前払金保証を付すことが望ましい。

前払金保証：工事を受注した請負者が債務不履行に陥った際に、発注者が支払った前払金を保証するもの。保証事業会社と工事請負者の間で契約を締結する。

14 入札説明

- ① 入札時の注意事項、無効になる入札等の説明を行う。説明しなかった事項は、入札に際して行うことはできない。
- ② 設計図等必要な資料は、すべての参加者に平等に配付すること。
- ③ 説明後質問期間を設け、その際に行われた質疑はすべての参加者に連絡すること。
- ④ 談合、一括下請契約が禁止されていること、契約条件（工事履行保証保険の加入、請負代金の支払時期等）、県等から指導があった場合は従うことなどを明確にしておくこと。

15 見積期間等

公告の日から次の日（下記ア・イ・ウ）を除いて中5日以上経過後に、競争参加資格確認申請書の提出期日を設定すること。

また、入札（現場）説明（詳細資料の提示、質問受付）から入札までの見積期間は、次の日（下記ア・イ・ウ）を除いて中15日以上設定すること。なお、やむを得ない事情がある場合でも中10日以上は設定すること。

ア 土・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から1月3日

建設業法第20条等

・見積期間等設定例

6月						
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
			公告日	(1日目)	(2日目)	
4	5	6	7	8	9	10
	(3日目)	(4日目)	(5日目)	申請書提出期日 (最短)		

※公告日は含めず、公告日の翌日を1日目として起算してください。

16 一般競争入札の場合の入札執行等

- ① 入札には、法人等の監事及び複数の理事（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）を立ち合わせる事。（理事長が参加する場合は、立会いではなく入札執行者として参加すること。）
- ② 初回入札に参加する企業が1社のみの場合は1回のみ入札を行うことができる。
〔参照：綾野芳一著「全訂地方公共団体の契約」ぎょうせい〕
- ③ 再度入札の回数は、法人等の判断による。なお、再度入札では、前回入札で最低制限価格に満たない業者は参加できない。
〔県では再度入札は3回まで行うことができる。（都合4回）〕
- ④ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、入札参加業者と随意契約を行うか又は仕様などの条件を変更して入札を公告からやり直すこと。
- ⑤ 入札金額見積内訳書を提出させること。（落札者のみでも可）
なお、再度入札を行っても落札者がいない場合に随意契約を行う場合においても、入札金額見積内訳書を提出させること。
- ⑥ 入札結果は、入札後1週間以内に本庁各関係課又は福祉事務所に報告するとともに、公表すること。
- ⑦ 入札結果の公表については、入札結果報告書により、ホームページで公開するなど閲覧に供すること。
- ⑧ 入札の様態をカメラで撮影し、入札結果調書等と写真と一緒に綴っておくなど、実施の様態も資料として整備しておくこと。

17 指名競争入札の場合の入札執行等

- ① 入札には、法人等の監事及び複数の理事（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）を立ち合わせる事。（理事長は通常入札執行者として参加すること。）
- ② 入札に参加する企業が1社のみ場合は入札を行わず、指名替えすること。また、入札説明等の状況から参加企業が少ないと見込まれる場合にも、指名をやり直すこと。
- ③ 再度入札の回数は、法人等の判断による。なお、再度入札において、前回入札で最低制限価格に満たない業者は参加できない。
〔県では再度入札は3回まで行うことができる。（都合4回）〕
- ④ 再度入札の場合及び一般競争入札が不調となった入札を指名競争入札に変更して入札を行った場合は、入札に参加する企業が1社のみとなった場合でも入札を行う。

- ⑤ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、入札参加業者と随意契約を行うか又は指名替えを行うこと。なお、この場合の指名替えは、全社新たに指名すること。
- ⑥ 入札金額見積内訳書を提出させること。（落札者のみでも可）
なお、再度入札を行っても落札者がいない場合に随意契約を行う場合においても、入札金額見積内訳書を提出させること。
- ⑦ 入札結果は、入札後1週間以内に本庁各関係課又は福祉事務所に報告するとともに、公表すること。
- ⑧ 入札結果の公表については、入札結果報告書により、ホームページで公開するなど閲覧に供すること。

18 談合予防

談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止を含め慎重に対応すること。経緯について記録をとり、本庁各関係課又は福祉事務所と協議すること。

発注者と特定の業者による談合の防止のため、入札前に入札実施の報告の際に、発注者と特定の業者による談合は行わない旨の誓約書を提出すること。

「埼玉県談合情報対応要領」（平成6年10月1日施行）

19 その他

- ① 契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けることを禁止する。

法人等が社会福祉施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

平成18年3月3日社福第2264号「社会福祉施設等の施設整備に係る契約の相手方等からの寄附金等の取扱いについて」参照

- ② 補助内示が出た段階で、法人等は入札関係、法人認可、職員採用、同研修等の日程案を速やかに提出すること。
- ③ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設については、県庁こども安全課で直接指導を受けること。